

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 13 日

江戸川区内に所在する
特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所 の 代表者 殿

江戸川区障害者福祉課
江戸川保健所保健予防課

平成 25 年度 江戸川区相談支援事業研修会 の質問票に対する回答について

日頃より、江戸川区の障害者福祉にご理解とご協力いただきありがとうございます。
標記の件に関して、別紙のとおり回答いたします。

つきましては、内容を熟読の上、貴事業所における業務に反映していただきますよう
お願い申し上げます。

[担当]

江戸川区福祉部障害者福祉課
施設調整係 植村
電話 5662-0712(直通)
FAX 5662-0760

質 問 1

区作成のリーフレット（資料 2）は、相談支援事業所にとってもサービス提供事業所にとっても、使いやすいと思われました。配布の予定はありますか？

回 答

ありがとうございます。今回のご意見を踏まえてホームページにデータを掲載しましたので、利用者の皆様への周知のため、各相談支援事業所におかれましても配布していただけると幸いです。

サービス提供事業所に対しても、区から同様の依頼をする予定です。

質 問 2

区立障害者福祉施設（生活介護、就労継続支援 B 型等）では各利用者から『個人情報の取扱いに関する同意書』を取っていますが、計画相談支援事業を行う上でも同様のものをいただく必要はありますか？

参考までに、『個人情報の取扱いに関する同意書』区立施設版を添付しておきます。

回 答

個人情報の保護については、法令等で特別の定めがある場合を除き、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）を遵守する必要があります。また、基準省令及び解釈通知において以下のように定められていますので、個人情報の利用に関する同意をあらかじめ得ておくことが必要です。

さらに、江戸川区では、江戸川区個人情報保護条例を定めており、区が提供した個人情報（医師意見書等）については、同条例の適用を受けます。したがって、区から提供を受けた個人情報（医師意見書等）を事業所間で譲渡する等のことはできませんので、注意してください。

区立施設版のように、基準省令で定められている活用場面以外にも個人情報を用いる場合については、あわせて同意を得ておくことがトラブル予防に資するものと考えられます。

基準省令	解釈通知
<p>第 24 条第 3 項 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>第 2 の 2 （20） 同条第 3 項は、相談支援専門員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族か</p>

	ら同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
--	---

質 問 3

今更ですが、提出物について正しいあり方はどれでしょうか？

- A……本人のサインの入った原本 → 区
 コピー → 本人・関係者
- B……本人のサインの入った原本 → 本人
 コピー → 区・関係者
- C……本人のサインの入ったものを複数作成 → 本人・区
 コピー → 関係者

回 答

次のいずれかのようにご対応ください。

【その1】

- 本人の同意署名の入ったもの 2 通を作成 → 事業所が保管・本人に交付
 コピー → 関係者・区に交付

【その2】

- 本人の同意署名の入ったもの 1 通を作成 → 事業所が保管
 コピー → 本人・関係者・区 に交付

[理由]

相談支援事業所は、「サービス等利用計画案を作成した場合」及び「サービス担当者会議開催後に同会議の内容を踏まえたサービス等利用計画案を作成した場合」については、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならないことが定められています（基準条例第 15 条第 1 項第 8 号及び第 11 号）。

また、江戸川区ではモニタリングを実施した場合、モニタリング報告書を作成し、各担当係に必ず提出することが必要です。モニタリング報告書には利用者の同意の署名を受ける必要があります。

したがって、利用者等の同意（署名捺印）を得ておくことが義務付けられている相談支援事業所が、同意を得たことの証拠を保管することが必要であると考えられます。一方で、区に提出するものは、ご本人の署名を受けていることが確認できればよいので、写しで提出していただければ足ります。

については、上記のとおり整理されます。

以上